参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する答弁書（第三六号）
参議院議員福島みずほ提出存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する答弁書（第三七号）
参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問に対する答弁書（第三八号）
参議院議員山添拓提出東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問に対する答弁書（第三九号）

報告書受領

十一月二十一日内閣を経由して内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣から、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して総務大臣から、国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和六年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（革新的ＧＸ技術創出）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して厚生労働大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人基金（抗菌薬原薬国産化支援基金）に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して農林水産大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して内閣総理大臣及び農林水産大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定半導体基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ディープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。